国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	30,139,444		
一般管理費	1,186,609		
財務費用	168,725		
雑損	2,589		
臨時損失	78,857	31,576,226	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 2,802,713		
入学料収益	△ 388,497		
検定料収益	△ 86,542		
附属病院収益	△ 15,668,960		
受託研究等収益	△ 637,127		
受託事業等収益	△ 222,066		
寄附金収益	△ 660,600		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 37,635		
資産見返寄附金戻入	△ 107,083		
財務収益	△ 10,500		
雑益	△ 252,751		
臨時利益	△ 9,112	△ 20,883,591	
業務費用合計			10,692,634
Ⅱ　損益外減価償却相当額			977,065
Ⅲ　損益外減損損失相当額			62,777
Ⅳ　損益外利息費用相当額			3,346
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			22,448
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			78,619
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 78,539
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	15,267		
政府出資等の機会費用	132,745		148,013
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			11,906,366

注　記　事　項

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。ただし、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

なお、「国立大学法人高知大学業務達成基準取扱要領」に基づき学長の承認を得た事業については、業務達成基準を採用している。

また、平成24年度補正予算（第１号）の成立により交付された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用、受託研究収入等により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としている。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	６～50年
構築物	10～60年
機械装置	５～７年
工具器具備品	３～20年
船舶	５～13年
車輌運搬具	４～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

(2)　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

(1)　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

(3)　退職給付引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、当期末における自己都合要支給額の100％を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

(2)　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法